

子育て支援員（仮称）研修制度に
関する検討会（第2回）
議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会
（第2回）
議事次第

日 時：平成26年9月3日（水） 9:57～11:59

場 所：合同庁舎5号館専用第17会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）子育て支援員（仮称）研修制度について

（2）子育て支援員（仮称）共通研修の具体的な内容（研修カリキュラム・時間の検討等）について

（3）その他

3. 閉 会

○汐見座長 定刻前ではありますが、本日出席予定の構成員の方がお集まりですので、少し早いのですが開始させていただきたいと思います。

それでは、ただいまから第2回「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様には、大変御多忙の中御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認及び構成員の出席に関する報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

最初に、議事次第がございます。

次に、資料1「子育て支援員（仮称）研修制度の検討について」。

資料2「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会（第1回）での主な意見と論点等」。

資料3「子育て支援員（仮称）研修ガイドラインについて」。

資料4「子育て支援員（仮称）研修の構成・科目等（案）」。

参考資料1「『子育て支援員（仮称）』の創設について（案）」。

参考資料2「他制度の認定研修カリキュラム等について」。

参考資料3「他制度のフォローアップ研修・現任研修等の状況」

参考資料4「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」（抄）。

参考資料5「家庭的保育者（保育ママ）の研修についての調査研究」（抄）。

参考資料6-1 構成員提出資料、橋本構成員からのもの。

参考資料6-2 構成員提出資料、尾木座長代理からのもの。

最後に、参考資料6-3、構成員提出資料、古閑構成員からのもの。

以上、お手元にございますでしょうか。

次に、構成員の出席状況でございますが、本日は新保構成員、堤構成員、矢藤構成員が所用により御欠席でございます。

なお、伊藤構成員は御欠席でございますが、代理として船橋市子育て支援部保育課主幹、丹野誠様に御出席をいただいております。よろしくお願ひします。

では、これより議事に入りますので、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。お願ひいたします。

（報道陣退室）

○汐見座長 資料は大丈夫でしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題ですが、前回の御検討を踏まえまして、子育て支援員（仮称）の研修制度の枠組みについて、引き続き議論させていただくことが1つ。それから、子育て支援員の研修制度の具体的な研修内容について議論をしてまいりたいと思います。

本検討会は、主に子育て支援員（仮称）の研修制度の研修内容の検討の場として設けられているのですが、前回の検討会において、その前提として子育て支援員（仮称）研修制度の枠組みについて種々議論いただきまして論点が提起されました。

本日は、検討を円滑に行うために、検討の目的・内容と、それから、前回の検討会で出された論点を整理して、検討の方向をまとめた資料を用意していただいていますので、事務局のほうから最初にその説明をお願いしたいと思います。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、今回御検討いただくに当たりまして、前提となる検討の目的、検討項目を整理しまして、前回の検討会で提起された具体的な検討項目等を整理した資料としまして資料1を御用意しました。

さらに、具体的な御意見と論点、その方向性とを整理したものとして、資料2を御用意しています。

また、論点としていただきました研修ガイドラインについても、資料3で整理したものを御用意しております。

それでは、資料の御説明をいたします。お手元に資料1をお願いいたします。

資料1では、1と2。ここはこれまで第1回の検討会で整理したものの確認です。

検討目的としまして、小規模保育等の新しい事業等が、新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となります。さらに、社会的養護につきましても、より家庭的な養育環境の整備を推進することとしておりまして、これらの分野で人材の確保をする必要がある。このため、これらの分野に従事いただくために必要な研修を提供しまして、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定し、これらの分野において従事していただくことを目的とした子育て支援員（仮称）研修制度を創設する。そのために必要となる研修のカリキュラム・時間等について検討していただくことを目的としております。

検討項目としましては、①で、具体的な研修のカリキュラムや時間数の検討を行う。②で、子育て支援員（仮称）の制度化に向けた専門的な検討を要する事項について御検討いただく。これが検討項目となっています。

3番で、本日御検討いただくところでございますが、前回の第1回検討会での論点。

①としまして、研修の枠組みと内容について。

②で研修ガイドラインの作成について。

③としまして、フォローアップ研修・現任研修について。

④で、研修対象者について。

⑤で研修制度の具体的な枠組み。認定情報、名簿の管理などについてでございます。

そして（2）で、もう一つ、本日の検討課題でございますが、子育て支援員（仮称）研修の構成と科目について御議論いただきたいと思います。

（3）で、本日その他の議論についても論点があればお願いいたしたいと思っております。

それでは、資料2をお願いいたします。

資料2では、第1回の検討会での主な意見と論点を整理しております。左側に御意見を、右側に論点と検討の方向性を整理しております。

最初の○3つが、地域子育て支援コースについての御意見でございます。

1つ目の○で、利用者支援事業については、より高いスキルが求められる基本型を含めず、特定型の職員に限定してはどうかという御意見をいただきました。

2番目で、そもそも利用者支援事業については、他の事業と役割が異なるので対象から除いてはどうかという御意見でございます。

3つ目で、地域子育て支援拠点事業については、当初案では共通研修のみでしたが、共通研修のみとせず、専門的な研修が必要ではないかという御意見をいただいております。

これについての方向性でございますが、利用者支援事業についても、従事者の質の確保は重要であると考えますので、利用者支援事業に向けた研修については、より専門性を高める観点から基本型と特定型の2類型としてはどうかということと、③で、地域子育て支援拠点事業につきましても専門研修を設ける方向で検討したいと考えております。

そして※でございますが、基本型については、受講要件に資格要件や実務経験などを必須とすることを検討してはどうかということを整理しております。これについては参考資料の1をごらんください。

参考資料1の4ページ目、最後のページをごらんください。イメージ図といたしまして、右側に「地域子育て支援コース」というのがございますが、ここに3段階、Aコース、Bコース、Cコース。この研修時間の高さについてはおのおのイメージで、時間数については今後の検討でございますが、Aコースについては基本型、Bコースについては特定型。そしてCコース、新たに設けた部分でございますが、この部分については、地域子育て支援拠点事業の職員について対象とするということを考えております。

それでは、資料2にお戻りください。

資料2、4つ目の○でございます。こちらでは、子育て支援員（仮称）の対象となる範囲が0歳児から18歳までと広いこと。また、放課後児童クラブから社会的養護まで、事業の対象が広いということ。さらに直接の保育から子育て支援と非常に広く、それに見合った研修ができるか懸念があるという御意見でございます。

これにつきましては、論点・方向性で、共通研修と専門研修によってそれぞれ事業ごとに対応するには考えております。事業内容が多様でございますので、地域保育の研修体系・内容につきましては、さらにそれぞれ事業内容が異なるということを踏まえまして、そういった研修内容とする必要性について検討したいと考えております。

次の○でございます。家庭的保育及び小規模保育のB型につきましては、家庭的保育者と家庭的保育補助者が協働して保育に携わることから、基本的に同じ研修を受けるべきではないかということ。そういう論点がございました。

これにつきましては、右側でございますが、現行の家庭的保育の研修と同様に、家庭的保育者と家庭的保育補助者が同じ研修を受けられるように検討するという方向で検討して

まいりたいと思っております。

その次、1ページの最後の○でございますが、地域保育においては、保育単位が小さければ小さいほど保育士と同じ役割を保育従事者が担うことから、保育者としての自覚が必要となるという御意見でございました。

これにつきましては、地域保育の研修内容が、保育者として十分なものになるように検討したいと考えております。

2ページ目をお開きください。

2ページ目では【研修ガイドラインの作成について】、御意見をいただいております。

研修時間が理想から考えて少ないということもありますが、一方で、研修のハードルを一定にとどめることは理解できるという御意見で、そのためには研修の内容が不十分にならないよう各科目ごとに内容を押さえておくガイドラインが必要ではないかという御意見をいただきました。

これにつきましては、資料3でまた御説明しますが、本検討会と専門ワーキングの結論を得まして検討する方向で考えております。

次に【フォローアップ研修・現任研修】についてです。

子育て支援員（仮称）の認定後のフォローアップ研修・現任研修は、質の確保で重要であるという御意見をいただいております。

こちらにつきましても、資料4に整理しておりますが、質の維持・向上のために、事業の特性に応じた検討を行うという方向で考えております。

次、3ページ目でございます。【研修対象者について】の御意見をいただいております。

「育児経験豊かな主婦等」が強調されることによって、保育の専門性について社会に誤解を与えてしまうという御意見をいただきました。それに対する方向性、整理でございますが、受講対象者の限定は行わないということと、保育に対する誤解が生じないように、研修対象者につきましては「保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各種事業へ従事することを希望する者等」ということを整理したいと思っております。こちらのほうも資料4で整理をさせていただきました。

次に【研修制度の具体的仕組み】について御意見をいただいております。子育て支援員（仮称）として認定した者の情報を管理をするということの中で具体的なイメージがつきにくいので、具体案を示してほしいという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、今後、他制度での状況ですとか、本検討会・ワーキングの議論を踏まえまして、認定情報（名簿）のみならず、事業全体像を実施要綱等でお示ししたいと考えております。

次が、資料の3でございます。こちらで研修のガイドラインについて整理をさせていただきました。

「研修ガイドラインの目的」といたしまして、研修ガイドラインは、子育て支援員（仮称）研修の内容について押さえておくべきポイントをお示しして、実施主体や講師によっ

ては内容が異なる、あるいは内容が不十分となることを防ぐことを目的として作成したいと考えております。

2番で、ガイドラインの内容を整理しております。

①で、研修ガイドラインについては、共通研修、専門研修の科目ごとに、その意義やポイントとなる項目・目標等をお示しして、講師等が実際研修する際の留意点として作成することとします。特に、内容になるのですけれども、小規模保育等の保育従事者として保育に携わる地域保育コースにあっては、直接保育に携わる者であることからより詳細に整理する必要があると考えておまして、参考資料4につけておりますが、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」にございます教授内容ですとか、参考資料5の「家庭的保育者（保育ママ）の研修についての調査研究」、財団法人こども未来財団で調査研究したものでございますが、これらの事例をもとに作成してはどうかと考えております。

地域保育コース以外の研修ガイドラインにつきましては、現在の研修の実施状況ですとか実施形態が異なりますので、それぞれの事業の実施状況に応じたものを作成していただきたいと考えております。

③としまして、なお、共通研修につきましては、全ての事業の基礎となる研修でございますので、地域保育コースに準じてより細かいもの、しっかりしたものをつくりたいと考えております。

3番、具体的な検討につきましては、本検討会の議論を踏まえまして、各座長や各構成員に御協力いただいて今後作成していきたいと考えております。

資料3までの説明は以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

あわせて、9月1日に専門研修ワーキングチーム、地域保育のグループですが開催されています。そこで子育て支援員（仮称）研修制度の枠組みに関する部分も御意見が出たと思いますので、その検討状況について御説明をお願いいたします。

○田野保育課課長補佐 地域保育の専門研修ワーキングチームの事務局の保育課の田野と申します。

9月1日の今週の月曜日に、第1回のワーキングチームを開催させていただきました。第1回ということで、各構成員の方から自由に御意見をいただいたという状況になってございます。

特に、地域保育の専門研修につきましては、参考資料1の一番後ろにございますように、地域保育コースを受講した方の従事先というのがかなり小規模保育であつたりですとか、家庭的保育であつたりですとか、一時預かりでしたりとか幾つもあるのですけれども、今、このイメージ図の中では地域保育のコースを一くくりの研修ということをしているということがございます。それにつきまして、従事先の特性というのが一時的な利用のものと毎日利用する保育のものと、あと長時間の保育のもの、短時間の保育のもの。あと保育場所が施設であつたりとか、家庭的保育であれば保育者の方の居宅であつたりですとか、あと

保育をするお子さんの数。ファミサポであればお1人であったりですとか、家庭的保育であったら3人～5人とか、小規模であったら19人までとかということで、それぞれ特性が違うということで、それぞれ各事業の特性に応じた研修科目が必要なのだというような御意見をいただいております。

ただ一方、人材確保の観点からは、長過ぎる研修というと受講するほうの側の負担もあるという御意見もいただいております。それで、ある程度その中で、この地域保育の専門研修の中でも共通の科目として受講していただけるものと、それぞれの従事先で各事業の特性に合った研修科目といいますか、そういった選択科目のようなものを設けるべきではないかというような御意見もいただいております。

さらに御意見いただきながら、研修のカリキュラムについて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○汐見座長 どうもありがとうございました。

ただいま3つの御報告がございました。1つは、子育て支援員研修制度、本検討会の目的・検討内容についての整理がございました。

それから、前回の検討会で提起されました論点に対して、今後こういう方向で検討してはどうかという検討方向が提案されました。

そして、地域保育専門研修ワーキングチームの中での論点が幾つか御説明ございました。

今の御説明、御提案に対して、何か御意見あるいは御質問がございましたら、御自由にお出しいただきたいと思っております。

どうぞ。

○薬師寺構成員 前回、社会的養護の関係で発言をすることができませんでしたので、意見を述べさせていただきたいと思っております。

社会的養護の関係で言いますと、子育て支援員として研修を受けられた方が従事される場所といたしまして「乳児院・児童養護施設」ということで書かれております。現在働いている補助的な職員、非常勤が多いと思っておりますが、研修を実施すると、今は研修がない状態ですので、入所児童に対する一定の理解ですとか、子どもの権利擁護、社会的養護の役割、保護者支援にかかわる地域の子育て支援の重要性を伝えていくことに意味があると考えております。

また、今後新たな分野としまして、「児童養護施設等の家庭的養護の推進」ということが掲げられておりますので、今後グループホームという形の社会的養護が増えていく流れの中で、配置基準にある保育士や児童指導員以外に、補助的な職員が求められるかと思っておりますので、そういった方々に対する研修制度としても位置づけられるのではないかと思います。

また、里親委託等推進に関しましては、里親の新規開拓ということが都道府県では非常に重要な課題になっておりますが、子育て支援員研修を機会に、地域の子育て支援に感心

の高い層に対するそういった里親制度の理解を促すとか新規の里親開拓というふうな意味もあるのではないかと考えております。

その中で、社会的養護の専門研修につきましては5時間程度となっておりますのでけれども、今後専門ワーキングで話し合っていく際に、「5時間程度」ということにプラスして「5時間～10時間」というふうなちょっと検討の幅を持たせていただいて、ワーキングの中で、何が大事で今後の新たに入っていただけるような人材確保という観点からも、5時間～10時間ぐらいという幅を持たせていただいて、検討させていただければと考えております。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

これについても検討することになっておりますが「社会的養護コース」というのが予定されていまして、現在、乳児院・児童養護施設の補助的な職員です。現在研修制度がないということで、その点では大事な意味合いを持つということですが、ただ、どういう内容の研修にするかについて、5時間というふうに限定しないで、5時間～10時間ぐらいの幅で少し検討していただきたいという御意見でございました。ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

○堀内構成員 今のことに付随して。

○汐見座長 はい、どうぞ。

○堀内構成員 静岡県の堀内と申します。

今、社会的養護の補助的職員の話が出ましたが、参考資料1の一番最後のイメージ図を見ますと、放課後児童クラブが「補助員」。そして、乳児院・児童養護施設が「補助的職員」と、家庭的保育のほうにも「補助」という名前が入っていますけれども、特に児童養護施設と放課後児童クラブのところは「補助員」「補助的職員」という言い方になっておりまして、ここだけ役割がほかの分野と違うのかなという、それは質問です。

それと、放課後児童クラブにつきましては、省令のほうでこの補助員をどう扱うかというのがちらっと出てきておりますが、先ほどお話がありました児童養護施設の補助的職員の役割というのが不明確ではないかなと思っております。今の非常勤の職員のかわりになるのかとかですね。それから、配置基準の中にこの補助的職員は入るのか、それとも、全くあくまでも補助という意味になるのか。その辺はちょっと疑問に思っております。

以上です。

○汐見座長 これについては、今、何点か御質問ございましたが「補助員」と「補助的職員」という類別ということの根拠、内容ということでございますが、その補助的職員。例えば社会的養護の補助的職員と、今の非常勤の職員との異動というのはどうなのかというような御質問がございましたし、そのあたりで少し今、お答えできる範囲で、事務局のほうで何かございましたらお願いします。

○鈴木家庭福祉課児童福祉専門官 失礼します。社会的養護コースの専門ワーキングチー

ムの事務局でございます家庭福祉課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

こちらにあります乳児院・児童養護施設の補助的職員とさせていただきます、現在いろいろな形で補助的な職員、例えばお洗濯をしていただくとか、乳児院でしたらお子さんのお風呂に入っている間に衣類を準備していただくとか、そういうお子さんがいらっしゃる場面を共有はするのですが、直接お子さんの指導にかかわってなくて、職員の方が、スムーズにお子さんの支援に集中できるようなサポートをしていただいている方がいらっしゃいます。

それで、先ほど委員のほうからもお話がありましたように、その家庭的養護の推進という中で、ケアをする単位を、人数を小さくしていく方向性。「小規模化」というふうに言っておりますけれども、家庭に近い人数でお子さんをケアするということを考えておまして、6人とか8人までぐらいで小さい形でケアするということをしていくのに、グループホームという形ですとか、それから、例えば里親の家庭養護のくくりにしているのですが、ファミリーホームという形でケアをしていただくようなことをしております。その中で、今、申し上げたようなケアをしていただく。直接子どもさんにかかわらないケアだとしても、空間が小さいですので、お子さんと接する機会もふえていくということもございますので、やはりそういう視点からしますと、お子さんに接する基本的な理解、社会的養護の理解をいただく必要があるだろうということを考えております。

ですので、いわゆる職員の基準とは違うのですが、やはり小さい空間に子どもが、その生活空間の中で接する大人として基本的な理解をしていただきたいということで、共通研修の10時間プラス、広くいろいろな子育て支援についても知っていただきたいことがございますけれども、それをベースに社会的養護の理解をしていただいた方というイメージでございます。

ただ、今後家庭養護を促進していただく中に、この補助的職員の役割というものもまた違う視点が必要かもしれませんので、それは委員の皆様にもワーキングチームの中で御検討いただきたいと考えております。

○汐見座長 ありがとうございます。

今、御説明あったように、社会的養護のほうは国としてもできるだけ小さな規模で行う方向にということで今、実際はかなり進んできていますけれども、そうなればなるほどただの補助要員ではなくて、実際に数人の子どもを扱っている場合には、子どもを実際に世話しなければいけない場面も出てきますし、虐待ケースがあった場合の対応の仕方についても、知識がなければやはりやれないということが出てきますので、そういうことの研修も含めてということになりますので、先ほどの時間を少し、融通幅を少し広げていただきたいという御意見でございます。

それで、今のは非常によくわかりましたが、放課後児童クラブのほうについての御質問について、どなたか。これは事務局のほうでもまだ十分検討はされていないでしょうか。

○竹中育成環境課課長補佐 育成環境課の竹中です。

放課後児童クラブにつきましては、今、ことしの4月にいわゆる運営設備基準というものを省令基準で設けて、そこに従事要件として2人以上置くことになった、その中に「放課後児童支援員」という方を1人以上置かなければいけないということで、その支援員さんについては一定の資格プラス都道府県知事が実施する研修というものを受けなければいけないということになりまして、5年間の猶予はありますけれども、必ずその研修も受けていただくこととなります。その研修内容について、今、別途検討会を設けてまさに議論しておるところでございまして、前回までの検討会での議論では、研修の科目については、講義と演習の科目を中心として、24時間程度の研修の時間数を設定して実施していったらどうかということの今、流れになっております。

ですので、支援としての位置づけというものはかなりはっきりはしているのですけれども、それ以外の方を「補助員」という名称で呼ぶことにしておりますが、実際放課後児童クラブにつきましても、今後おおむね40名以下という支援の単位で実施することになりますので、大規模化の方向ではなくて、ある程度のまとまった単位の中での支援ということになるので、放課後児童支援員さんとかなり近い役割が求められるということは考えられます。

今後その支援員さんと補助員さんの役割分担、機能については、専門研修のワーキングの中でも御議論していただこうかと思っておりますけれども、ある程度支援員さんが受けなければならない24時間程度の研修の中から、補助員さんとして必要な内容について受講していただくような方向になるのではないかというように、今、考えているところでございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

堀内構成員、よろしいでしょうか。

○堀内構成員 はい。

○汐見座長 放課後児童クラブのほうについても今、別途検討中だということですが、これも規模が大きくなり過ぎまして、今、原則40人以下という方向を目指しているということと、それから、今回の法改正で小学校6年生までということが対象になりますので、思春期の子どもというものにある程度知識がないとやはりやっていけないというような難しい問題も出てまいります。そういうことも含めて、支援員というものを2人以上置かなければいけないという形にすることになっているわけですが、その研修のあり方について別途検討中ということで、それとは別に補助の方を置く場合の検討ということになっているということでございます。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、橋本構成員、お願いします。

○橋本構成員 関西学院大学の橋本でございます。

前回の会議で、利用者支援事業をこの子育て支援員（仮称）研修制度に含めるかということに関して意見を述べさせていただきました。それに対しまして、事務局のほうから論

点・方向性のほうで研修は必要であるので、基本型も含めてこの研修制度に利用者支援事業を含めていくという方向性を提示していただいております。これに関しまして私のほうから意見書を提出させていただいておりますので、その意見書をもとにもう一度意見を述べさせていただきます。

○汐見座長 参考資料の6-1をごらんいただきたいと思います。

○橋本構成員 子育て支援員（仮称）の研修制度における利用者支援事業の位置づけることについてということですが、第1回の検討会で確認されましたように、今のお話にもありましたように「子育て支援員（仮称）」に位置づけられるほかの事業の従事者に求められる役割というのは、主として保育補助ということ。「子育て支援員（仮称）」の研修は、保育補助の養成を目指すものとされています。

一方で、利用者支援事業は「教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業」であり、実施要項において「専任職員の配置」が規定されています。専任職員の役割は、利用者と資源、また資源間のコーディネートであり、かつその機能はソーシャルワークと言えます。「子育て支援員（仮称）」に位置づけられる他事業者と利用者支援事業の従事者の役割と機能が異なることは明確であり、機能の違いが共通研修の検討にも影響すると考えられます。そのため、利用者支援事業を調査検討してきた委員としては「子育て支援員（仮称）」に利用者支援事業を位置づけることは了解できません。

ただし、「子育て支援員（仮称）」を保育補助よりも広く捉え、保育補助や地域子育て支援等の「子育て支援」にかかわる人々の「緩やか」な総称とし、同じ「子育て支援員（仮称）」であっても、事業ごとに発揮される機能や必要とされる知識や技術とそのレベルを担保し、機能の違いや幅を周知徹底するのであれば、この枠組みを活用することは不可能ではないと考えております。つまり「子育て支援員（仮称）」には、保育補助的な職員から保育士資格等を有してないけれどもハイスキルな子育て支援員も含まれるということになります。その条件としては、基礎研修は共有しつつも各事業によって従事要件、養成システムを構築し、必要な機能の発揮を担保すること。その上で、特に利用者支援事業が保育補助レベルの研修等で担えるというような誤解を招かないよう、利用者支援事業の機能について地方自治体等関係者に周知徹底することを求めたいと思います。

具体的な条件に関しましては、2番のところに書かせていただいております。

こちらに関しましては、地域子育て支援ワーキング等で検討を行いますが、2013年度に既に検討を始めておりますので、その内容を踏まえれば以下5点が考えられます。

利用者支援事業基本型は「専門研修」の受講条件として、資格要件もしくは実務経験を必須とする。

保育士、社会福祉士等の有資格者は、「共通研修」を受講せず「専門研修」を受講して利用者支援事業を担うことも可能とする。ただし「専門研修」の受講は、有資格者を含め従事要件とする。

3点目は、子育て支援員（仮称）の共通研修の受講者が、利用者支援事業基本型を担うためには「共通研修」の事前、もしくは事後の実務経験を求める。

利用者支援事業が子育て支援員（仮称）に含まれることで、保育補助の知識や技術のみで機能するかのような誤解を招かないよう、資料の関連箇所に必要事項を明確に記載する。

5点目が、例えば、現在配布されております「『子育て支援員（仮称）』の創設について（研修体系イメージ）」の利用者支援事業基本型「地域子育て支援コースA」は、昨年度の検討におきましても16時間～20時間で検討されておりますので、他保育補助者の研修よりも内容の専門レベルが高いことを図に反映していただくということです。

今回お配りいただいております参考資料1の先ほど確認されました4ページ目ですが「『子育て支援員（仮称）』の創設について（研修体系イメージ）」とあります。一番右側に「利用者支援事業」がございまして、前回これが1つの枠組みになっておりましたけれども、今回事務局のほうで「基本型」「特定型」「地域子育て支援拠点事業」で、それぞれにA、B、Cと研修、専門研修を行うように図示していただいております。ただ、横の「地域保育コース」の「ファミリー・サポート・センター」の提供会員との、これはこれから検討されると思いますけれども、この図であれば、一般市民の方が少し研修を受けて行われるファミリー・サポート・センターの提供会員と利用者支援事業専門職員が同程度の研修内容でよいというように捉えられます。このような研修レベルの違いがしっかりと伝わるようにしていただきたいということです

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。大変大事な論点が出されたような気がいたします。

議論のために私も多少追加的に御説明させていただきますが、利用者支援事業というのは、これから行っていただきたいという新しい新制度の中でつくられた枠組みなのですね。さまざまな子育てを中心とする支援事業が展開される中で、こういう場合はどこに行けばいいのかとか、逆に利用者のほうがよくわからないで不要な混乱が起こったり、あるいはその制度をつくっている人たちがお互いに変に縄張りを争うことで逆に利用しにくくなったりというようなことが起こってきていますので、1つは、行政の中に利用支援を積極的に図る部局をつくって行って、場合によってはそれをつなげていくというようなことをやって、地域連携というものをもっと積極的に進めていくようなセクションをつくるべきではないかということが出てきたのがこのあれで、それが「基本型」というものですね。

それに対して、個別の利用支援というものを図るのが「特定型」なのですが、基本型の場合、私もいろいろなところで言ったら、利用者支援事業というのは何なのですかというふうに自治体のほうでは随分質問が出されまして、例えば横浜のコンシェルジュみたいなものは要るのですかとか、あるいは幾つか松戸とか都とかでやられている各自自治体の中にある子育て支援制度の支援者を養成するようなこともやるのですか、というようなことで、大変質問が多く出てくるのですね。

だから、今、ちょうどつくっている最中なのですが、これが高いレベルで機能するため

には、私などは個人的にはやはりソーシャルワーカーでないとできないのではないかという感じを持っているのです。特に虐待気味のお母さんに対して的確に支援してくというようなことはやれないと、やはり間違った指導になってしまうとこれは逆効果ですから、となると、特に基本型の専門職員というのは相当高いレベルでやっていただく必要があるということで、今回の子育て支援員の研修を受ければできますというふうに必ずしもしないほうがいいのではないかと私なども個人的には思っていたのですが、子育て支援員、この利用者支援の基本型の専任職員については、例えばソーシャルワーカーの資格を持っていることが望ましい等の規定というのはまだないのでしょうか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 実施要綱上には、例示としまして子育てに関連するさまざまな資格を持っている人を例示していますが、限定的に資格を明示して持っていなければいけないというふうにはなっておりません。

○汐見座長 それは、さまざまな自治体のレベルがあるので、なかなかソーシャルワーカーがそこまでまだたくさんいるわけではないのですが、ただ、そちらのほうをはっきりさせていただいた上でというふうに関連しないと、何かこれでやるのかなというふうにやられると、ちょっと違うのかなというように私も危惧を持っていたものですから。

今の橋本構成員の御提案では、その辺の違いをはっきりさせながらも、しかし、子育て支援員の研修の中でそういう差別化を図るような形で、このところについては時間等、あるいは内容についてもしっかりとするという形で両立できるかも、という御提案でした。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

特にないようでしたら、議論を内容のほうに進めたいのですが、その議論の前に少し確認だけしておきたいことが。座長のほうから少し説明させていただきたいと思います。

子育て支援員（仮称）研修の構成科目等については大変大事なことなので、十分な議論をしたいと思うのですが、その前に、そのためにもちょっと確認しておきたいのですが、2つございます。

1つは、前回にも確認させていただいたのですが、研修の実施主体は都道府県、そして市町村というふうになっています。そして、委託も可能というふうにさせていただいたのですね。というのは、市町村と言っても、千数百ある市町村の中で、これを自分たちで実施できるというところはやはり限定されてくるだろうということですね。ですから、一方で都道府県もやっていただきたいということだったのですが、きめ細やかにするためには、市町村でできたらやっていただきたいのですが、しかし、それをやるだけの準備、力量等が必ずしも備わっていないということもあり得るので、委託も可能としていたと思うのです。

この「委託」ということなのですが、介護職員などの研修等の場合は「委託」だけでなく行政からの「指定」という形もあるわけですね。それで、子育て支援員（仮称）の研修について「委託」という形で行うのか「指定」という形で行うのかというあたりが実は論点

になるところですね。

だから、少し考えたのですが、指定というのは御存じだと思いますけれども、指定要件というものをクリアしますと、指定団体になりますと、ある意味では指定を受けた団体は自由にやっていけるわけです。例えば介護職員の研修の指定を受けますと、どのように介護の研修を行うかについてもある程度その団体に委ねられていきますから、行政が委託してここにやってほしいというのではなくて、かなり自由度が高くなっていく。その点で回転が速いということが1つのメリットなのですが、逆に言うと、行政が委託して、委託内容がこれで、そのとおりにやっているかどうかをチェックする等ということについては、十分な機能が働かない可能性もあるわけですね。

ですから、今回の子育て支援員の研修については、いわばこれから始まる、まだ、いわばよちよち歩きの段階ですので、どういう内容で委託するのか。そして、実際にそれがそのとおりにされているのかについては、きっちりとチェックしながら形を整えていかなくてはいけない段階ですので、今のところすぐに「指定」とするのではなくて、「委託する」という形で、その委託先をもう少し、例えば養成校あるいはかなり実績のある研修団体等への形でそこを限定させていただいて、まずはとにかくそういう責任のある団体に「委託する」という形で始めさせてもらってはどうか。そして、さらに一定の段階で形が整ってきたら「指定」のほうに移すかどうかということについては、将来の検討事項という形で残しておいていかがかなと思っておるのですが、これはどうでしょうか。

どうぞ。

○尾木座長代理 私も汐見座長の御意見に賛同します。まずは、どの講師が担当しても同じ内容の、同じ質の研修が提供できるということが必要だと思います。

放課後児童クラブの認定研修の検討のほうでは、担当講師を養成するための指導者研修というようなものを取り入れたらどうかというような提案も出ているくらいですので、指定制というのは、やはり経過を見てからということではよろしいのではないかと考えています。

ただし、この指定制を求める意見の背景には、研修の頻度が足りないというような状況を危惧するところもあると思いますので、やはりそれぞれは地域の事情によって全く違うと思うのですが、都道府県が行う研修と、それから、市町村が行う研修を重層的にやっていただくことが必要だと思います。1日の地域保育ワーキングの中では、同じ県内であればほかの市の研修も受けるようになればもっと受けやすくなるのではないかと、頻度はもっと多くなるのではないかとというような意見も出ました。非常に難しいことだと思いますが、でも、そのようなことまで考えないと、恐らく補助者はすごく流動的で、正規職員に比べてすぐにやめてしまったり、転勤したり、いろいろな事情がある方が多いということを経験すれば、その回数をいかにふやすかということを経験する必要があるのではないかと考えています。

○汐見座長 堀内構成員、お願いいたします。

○堀内構成員 静岡県の堀内です。

私も本日御質問しようと思っていたのですが、今回の研修の実施主体が都道府県または市町村のどちらをイメージされているのか、その辺をまずお示しいただきたいということです。

今回、この子育て支援員（仮称）研修事業、非常にメニューが複雑で、幾つかの研修を同時にやらなければならない。しかも、かなり高いレベルのものを求められているとなると、都道府県、ましてや市町村のレベルでこれだけの講師をそろえ、同時進行で研修をやっていくというのは非常に大変なことだと思います。

という意味で、この役割というのは都道府県あるいは市町村がやるのか。それか、都道府県がやるものはどういうもので、市町村がやるものはどういうものかというのを明確に示す必要がありますので、まずはこの案をつくられた段階のイメージというものがもしあったら教えていただきたいと思います。

○汐見座長 では、事務局のほうからお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 御説明いたします。

都道府県または市町村と整理しているのは、新しい地域型保育の事業主体が市町村となっていることから、まず、その市町村がみずから事業を実施する上で必要な事業量に基づいた人材確保が基礎自治体としてわかるのではないかとということで市町村を位置づけています。ただ一方で、小さい自治体ですと、研修をやってもなかなか受講者が集まらないということがございます。

そういった観点から、新制度の中では都道府県が人材確保の責務を負っておりますので、都道府県にもそういった部分の役割を担っていただきたいということで、道府県または市町村ということで整理させていただいております。

研修はメニューがたくさんあって、どういうふうを実施していくのかということなのですが、イメージといたしましては、一気通貫でそれぞれ例えば個別の職員を、例えば小規模保育のという形で研修することも可能かと思うのですが、そうではなくて、まずは共通研修をやっていた上で、その後コース分けをするのですとか、そういった方法もあるのかなと考えています。

特に先ほど市町村、基礎自治体の話をしましたが、どちらかと言うと、これは地域型保育の分野でございまして、社会的養護などはなかなか市町村では担い切れないもの。こういった部分につきましては、都道府県の役割を大きく期待したいというふうに思っております。

○汐見座長 これは実際に始めてみないとなかなかぴんと来ないところがあるわけで、細かな、例えば社会的養護の補助的職員について、市町村でやれというのはかなり難しいという感じがしますね。

ですから、やってみて、これは都道府県でやはり引き受けるしかないということと、ここは市町村でできるのではないかとというようなところがやはり分かれてきて、共同でや

らなければいけないというようなところも出てくると思います。だから、それを都道府県あるいは市町村が全部自前で職員を、研修の先生を集めて年に何回かやっていくということになったら、募集するのも大変ですし、それだけの職員を確保しなければいけないということで、実際にはなかなかやれない自治体も出てくる。そこでそういう研修について専門的にやっているところについて委託するということを考えて、初めから考えておかなければいけないのではないかとということで、それで提案されたことだと思うのです。

実際は、多分養成校が多いのではないかとと思うのですが、それ以外に関係するような学会とかにお願いするようなこともあるかもしれませんが、社団法人で研修ということをやっているとやっているような団体、あるいはNPO法人等についてやはり委託していかないと、実際はなかなか上手に回転していかないというような感じがありますね。

そういうことで、当面は委託。委託するというのは、この委託内容をきちっとして、しかもガイドラインをこれからつくろうということになっていきますし、それに沿ってやっていただいているかどうかというようなことについてまでチェックしなければいけませんし、ある程度形が整うまでは委託の形で行ってということでもよろしいかということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○汐見座長 それでは、それで合意いただいたということで、当面は委託ということで、指定については今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

それから、2点目なのですが、前回もありましたが、子育て支援員ということでずっと「(仮称)」と書いてあるのですが、参考資料の2か何かに「愛称を公募する」という、そういう言葉もあったのですが、これはずっと仮称でやっていくというのもおかしな話なので、名称についてはどういうふうにお考えなのか。事務局のほうで今、どういうふうにご考えておられるか、ちょっと考えがございましたらお願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 お答えいたします。

子育て支援員の名称につきましては、制度検討段階でまだ確定したものでなかったものですから「(仮称)」としております。この検討会の中で「(仮称)」が外れて、正式名称がまた、例えば「子育て支援員」というのが正式名称になるかもしれませんが、現段階では仮称と考えております。

愛称につきましては、子育て支援員という名称ですとちょっとかたいイメージがございまして、広く制度を普及させるには愛称を公募するというのも1つの手法ではないかと思ひまして、愛称を公募するというところで整理をしているところでございます。

○汐見座長 ただ、これから愛称を公募していても実際のあれはどうですかね。こういうことについて、何か御意見ございませんでしょうか。

では、古閑委員、お願いします。

○古閑構成員 愛称に関しては、国で定めることにつきましては、既に類似する事業を自治体独自の取り組みとして行っているところもあって、独自の名称を用いている例なども

ありますので、かえって現場のほうが混乱するのではないかと私のほうでは考えております。制度の普及は愛称よりもしっかりとした広報のほうがより重要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○汐見座長　そうですね。これから愛称を公募するという形でやってなかなかあれなので、どちらかと言うと、今は愛称公募しているよりかは、こういう名前でやりますということで広報することのほうが大事になっている段階だと思いますので、そういう意見が出たということでちょっと御検討いただきたいと思います。

では、ありがとうございました。

それでは、残された時間ですが、子育て支援員の研修に関する具体的な構成、それから、科目内容について検討を行いたいと思います。

まず最初に、事務局のほうから御説明をお願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐　それでは、資料4をお願いいたします。

資料4は、第1回検討会の資料4に、修正点を赤字で加えた資料になっております。

1ページおめくりいただきまして、1ページ目でございます。

1ページ目は、子育て支援員研修の構成を整理したものでございます。主な従事先と職名と受講する研修を整理したものでございます。地域保育のあとに赤字で「コース」「放課後」「社会的養護」も同様ですが、これは、ほかの資料と整合性がとれていなかったため、技術的に修文させていただきました。

下の2つでございますけれども「利用者支援事業」につきましては、既に御説明いたしましたが「基本型」と「特定型」に分けるということで、コースをA、Bと分けたいというふうに整理をしております。

その下の「地域子育て支援拠点」でございますけれども、当初案では共通研修のみとなっていました、専門研修といたしまして地域子育て支援のコースのCを設けてという整理でございます。

2ページ目。こちらでは研修対象者。これも先ほど御説明したところでございますが「育児経験豊かな主婦等」を強調し過ぎて保育の専門性に誤解を与えかねないという御懸念がございましたので、この赤字の修文「保育や子育て支援の仕事に関心を持ち」というふうに、より幅広いイメージを与えるように整理をしました。

次、3ページ目でございますが、実施上の留意点でございます。こちらは子育て支援員（仮称）の認定証の交付についてを整理したものでございます。当初案では、共通研修のみの認定も想定していましたが、地域子育て支援拠点についても専門研修を設けるということから、赤字の修文でございます。「修了した専門研修に応じて」子育て支援員認定証を交付する、「共通研修のみの修了では交付は行わない」ということを明示的に整理したものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして4ページ目でございます。こちらは前回共通研修の

科目イメージということで少しだけ御説明しましたが、改めて御説明いたしますと、まず〈共通研修の目的〉でございます。子育て支援員（仮称）として、必要な基礎的な知識ですとか技術等について習得していただき、資質の確保を目的とするということを目的としております。

〈科目の考え方〉でございますが、子育て支援分野に共通する基礎的な知識ですとか、技術の習得に必要と考えられる児童福祉、子育て支援の制度についての理解ですとか、子どもの発達に関する基礎や「遊び」への理解、保護者とのかかわりや支援、事故等の予防・発生時対応、子どもの虐待、障害（児）に関するそれぞれの基礎について修得することを目的として考えております。

具体的な科目につきましては、次のページから整理しております。9科目10時間で整理しております。それぞれ「科目名」「区分」「時間数」「内容（考えられる項目）」「目的（考えられる視点）」で整理をしております。

①の「子育て支援員制度の概要」は、講義は60分。こちらでは新制度の概要と支援員の役割というもの、あるいは基本的な姿勢というものを内容と目的（考えられる視点）というふうにして考えて、整理をしております。

②「児童福祉の概要」、講義60分。こちらでは、児童福祉に関する概要と現状。さらに3番目で相談援助の活動。これらにつきましては、行政機関や児童福祉施設の役割と専門職の現状について視点として考えてはどうかというふうに整理をしました。

③で「子どもの発達」。こちらも講義60分ですが、発達への理解と援助、3番目で胎児期から青年期までの発達ということで、生涯発達の中での理解ですとか、発達段階に応じたかかわりを視点としてはどうかというふうに整理をしました。

④で「子どもへの援助・関わり方」でございます。こちらも講義60分で、子どもの生活への援助と気になる行動への対応ということで、視点といたしまして、子どもが快適に過ごすための環境づくりですとか、気になる行動の原因とかかわり方について視点として整理しております。

⑤「子どもの遊びの理解」。講義60分で「遊び」の意義と年齢に応じた遊びの内容ということで、乳幼児期から児童期までの「遊び」の内容について視点として整理しております。

次の1ページ、おめくりください。

⑥で「保護者への支援」。こちらは講義と演習で90分と考えております。保護者への支援と、保護者との関わりと対応。さらに相談と助言の原則を内容とし、視点といたしましては、保護者への子育て支援の意義と知識と技術という点と、保護者との信頼関係づくりと支援と、その際のかかわりというものを視点として整理しております。

続きまして、⑦で「緊急時の対応」でございます。講義で60分。子どもの事故と予防と、疾病などについてと、緊急時の対応につきまして、それぞれ事故を未然に防ぐ予防策ですとか、安全確保策について視点として整理をしております。

⑧で「子どもの虐待」につきましては、講義60分で、子どもの虐待とその影響、発見と通告、3番目で子どもの権利を守るかかわりということで、虐待についての基本的な事項と行政等へのつなぎ方について視点として整理しております。

⑨で「障害児への理解」といたしまして、講義で90分。障害児支援制度の理解と、2番目で障害特性に応じたかかわり方と専門機関の連携、3番目で障害児支援サービスの理解。視点といたしまして、障害児支援制度や障害についてと、障害特性から障害児のニーズ把握やかかわり方についてということを経点として整理しております。

次の7ページ目、8ページ目につきましては、専門研修の科目を専門ワーキングで検討いただくために、科目をイメージとして整理したものでございます。

ページ飛びまして、9ページ目でございます。

9ページ目では、フォローアップ研修と現任研修について整理をさせていただきました。

〈フォローアップ研修・現任研修の考え方〉でございますが、現行制度では、家庭的保育者のみに現在フォローアップ研修や現任研修が課せられているところでございますが、新制度では小規模保育等の保育従事者についても研修の修了が従事要件となり、従事後も保育者としての質の向上を図る必要があると考えております。これらについて、現行の家庭的保育者だけではなく、対象を広げまして研修体系について整備を図る必要があると考えております。さらに、研修の修了が従事要件となっていない事業についても、事業の実態に応じて研修体系の整備が必要ではないかというふうに考えて整理をしました。

具体的な目的と内容です。これは、現行の家庭的保育の枠組みをベースに整理をしてみました。

まず(1)では、小規模保育等、研修の修了が従事要件となっているものについて整理をしました。

まず、フォローアップ研修としまして、対象者は経験年数2年未満の方につきまして、目的として、研修において習得した内容と、実際現場に出て日々の実践の中で生じた疑問や悩み、こういったものを解決するための支援を目的としております。

内容でございますが、業務に携わる中で生じた相談・質問を中心とした研修としてはどうかというふうに考えております。

時間数、頻度につきましては年2回程度で、1回2時間程度を考えているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、次に現任研修でございます。対象者は、全ての従事者を対象としたいと考えております。

目的につきましては、それぞれの事業の従事者として資質の向上を図るために必要となる基礎的分野のものですとか、事業の特性に応じた専門分野に必要な知識・技術について修得することを目的としたいと考えています。

内容は、共通研修で御説明しました科目をベースに基礎的分野として整理し、さらに専門分野として、各事業の特性に応じた研修内容を基礎分野と組み合わせて行ってはどうか

というふうと考えております。

時間数でございますが、現行の家庭的保育者につきましては年1回18時間でございますが、今回の対象となる事業が、小規模保育から一時預かり、ファミサポまで業務の実態がさまざま幅がございますので、一律には定めず、実施頻度、時間数については、各事業の特性に応じて定めてはどうかというふうと考えております。

※でございますが、基本的な考え方はフォローアップ研修・現任研修という形で行うのをベースとして考えていますが、上記の内容を基本としつつ、地域の実情等に応じて若干柔軟に行えるような形で整理したらどうかということで※をつけさせていただきました。

(2)でございますが、研修の修了が従事要件となっていない事業につきましては、地域の実情や事業の特性に応じて、これらを勘案して研修内容を策定してはどうかということを考えております。

(3)でございます。今、お話しした研修内容ですとかあり方については、今後検討いただきたいと考えております。

11ページ目では、フォローアップ研修・現任研修のイメージを表にしております。これもベースとなっているのは、現行の家庭的保育の保育者に対するものをベースに考えております。

フォローアップ研修については、目的については、若干繰り返しになりますが、研修において習得した内容について、各事業に従事して、日々実践を通じて生じた疑問や悩みについて解決を支援するというもの。研修内容につきましては、業務に携わる中で生じた相談や質問を中心とした研修としてはどうかということで、例示として幾つか挙げさせてもらっています。

右側が現任研修でございまして、基礎分野として6つの分野で整理をしてみました。

専門分野につきましては例示しておりませんが、下の欄外、2つ目のポツでございますが、専門分野の科目につきましては、専門研修科目案とともに検討していただきたいと考えております。

研修の実施に当たっては、基礎分野と専門分野に関連するものがある場合には、分けて行わず一体的な実施も可能としてはどうかと考えております。

研修の全体時間、総時間数につきましては、基礎分野と専門分野の科目数、内容とともに、研修としての適正なレベルもあろうかと思っておりますので、全体を勘案して策定してはどうかというふうと考えております。

説明は以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございます。前回からかなり内容的にも発展したものになっていたように思います。

これから今の御提案、御説明に基づいて検討していただきたいと思いますが、その前に、尾木座長代理と古閑構成員から少し資料が提出されていますので、それについて最初に御説明をいただきたいと思っております。

では、尾木座長代理のほうからお願いいたします。

○尾木座長代理 尾木でございます。

参考資料の6-2をごらんください。

前回の1回目の検討会での皆様のいろいろ御意見を聞く中に、私は改めて子育て支援員というのはどういう役割を担う人なのかということを考え直しました。先ほどからたびたび参考にされる参考資料1のこの図からすると、既に現行の事業がいっぱい入っていて、その中に研修が従事要件となっている事業なども入っていましたので、それぞれを個別に考えて、小規模はどうなるのだろう、家庭的保育はどうなるのだろうというような読み方をしていたのですが、前回の皆さんの御議論を聞いた上で少し研修体系というものを見直してみましたので、そのことをお話しさせていただきたいと思います。

まず、共通研修ということなのですが、どうもこの共通研修というのが、それぞれの事業に共通する科目を集めてきたような印象をすごく受けていました。それは一番このベースになるものではあるのですが、「共通研修」という名称よりもむしろ「基本研修」であるとか、あるいは土台となる研修なので、本当は「基礎研修」のほうがいいかなと思っているのですが、「基礎研修」という名称はほかにも使われていて混同されるのが嫌なので、仮に「基本研修」としてみました。

この基本研修というのは、子育て支援員として、最低限度身につけておくことが必要な知識・技術・倫理などの習得をする。それで、本当に最初から放課後児童クラブで働きたいと思って子育て支援員になろうとされる方もいると思うのですが、そうではなくて、子育て支援員というこの研修を受ければどういう場で働けるのか、あるいはどういう役割を担わなければいけないのかということ学ぶのがこの基本研修のところであって、この中でコース選択をして専門研修に進んでいく。もちろん先ほど申しましたように、最初からここでというふうに決めてらっしゃる方もいらっしゃるでしょうけれども、基本研修で学ぶ中に、自分ではここでやれそうだと、こういう世界もあるのかということを知ること1つあるのではないかと思います。

それで、専門研修では各コース、各事業に従事するために、最低限度必要な専門的知識や技術・倫理などを修得する。そして、さらにはフォローアップですとかスキルアップの研修があるということです。

ですので、この基本研修から、コース選択をして専門研修に進むというような筋道がもうちょっとはっきりすると、なぜこの基本研修を受けなければいけないかということが明確になるかなと思いました。

実は、これまでさまざまな研修制度がありましたけれども、研修を修了しても実際の活動や就労につながらないケースがたくさんありまして、例えばファミリー・サポート・センターのようなところに会員登録していても、一度も活動したことがないという人もいますし、子育てサポーターという研修もあって、受講はしたけれどもそれを使って活動したことがないというようなケースが随分たくさんあります。ですので、やはり子育て支援員

という研修を受ければ、その自分の暮らしている地域ではどういった事業に従事できそうかということや、例えば社会的養護にすごく関心を持って、実は施設はとても遠いところにあつて通えそうもないというような状況もありますし、そもそも募集していない、人は今、足りているというようなことも含めて、それぞれの自治体の実際にある事業や人材の需要などの様子もわかるようにしておいたほうがいいのではないかと思います。

2番目には、基本研修の内容の見直し案なのですが、子育て支援員として最低限身につけることが必要な知識・技術・倫理などの習得という視点から、事務局案を僭越ながら見直しをさせていただきました。このことは後で説明させていただきますが、時間数としては少し短くなりましたが、子育て支援員としての役割や子どもへのかかわり方の基本を理解して、支援員としての自覚を持って活動することができるようにするということを目指す内容としてはいかがかと思いました。

先に3番目も説明させていただきたいのですが、専門研修の受講についても提案をさせていただきますと思っています。

専門研修の受講については、それぞれのコースを選択した上で行われるのですが、例えば地域保育ワーキングに整理される一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の中には、放課後児童クラブ終了後の学童を対象とする活動をしていらっしゃる方も随分たくさんいらっしゃいます。そこで、対象年齢や子どものかかわり方について、それぞれのコースで重なり合うところをそれぞれのコース別にやるのではなくて、例えば子育て支援員としての基本研修を修了していることを基本的原則としながら、それぞれのコースをまたいでその研修も受講できるようにしたらどうかというのが1つの提案です。

それで、2ページ目ですが、研修内容の構造図を橋本真紀先生と一緒に相談してつくらせていただきましたので、これは後で橋本先生から御説明をお願いしたいと思っています。

3ページをごらんください。「基本研修科目の見直し私案」とさせていただきます。この基本研修の検討に留意する点ですけれども、対象となる児童の年齢。これが0歳から18歳まで幅広い。そして、事業の規模によつての違い、子どものかかわりによる違い、それから、事業の特性による違いなどがあります。これは先ほどの事務局からも御説明があったことと同じです。

それで、この子育て支援員に求める研修の内容の視点として、ここに7点挙げました。必ずしもその事業に絶対必要というものはないかもしれないのですが、子育て支援の担い手として隣接領域や関連事業について基礎知識を持つということ。子ども家庭福祉のさまざまな制度や、あるいはその背景や事業などについて修得するということが、子育て支援員の一つの特徴になるのではないかと考えています。

まずは、1つは子ども・子育て家庭の現状や課題。そして、その経緯ですとか背景を理解しているかどうかということ。

2番目には、子ども家庭福祉施策に関する基礎知識を有しているか。

3番目に、子どもの発達の基本を理解しているか。

4番目に、保育の目的原理を理解しているか。

5番目に、対人援助の価値と倫理を理解しているか。

6番目には、子どもの虐待に関する基礎知識を有しているか。

7番目に、障害児の理解と支援に関する基礎知識等を有しているか、ということです。

対象とする年齢によって研修内容が異なるので、基本研修ではあくまでも基礎的なところにとどめて、事業特性や年齢に応じた研修内容は専門研修のほうで行うというふうに整理をしました。

次のページをごらんください。4ページです。

その科目なのですが、内容のところまではまだ十分に検討できていない部分もありますので、それは構成員の皆様から御意見をいただけたらと思っています。

まずは「子ども・子育て家庭の現状」の把握です。現在、子どもの育つ社会環境ですとか、あるいは子育て家庭がどのような課題を抱えているかというようなこと。それから、ワーク・ライフ・バランスの必要性というようなことまで学ぶ科目が1つです。

それから「子ども家庭福祉」に関しては、子ども・子育て支援新制度の概要を理解することも必要ですし、子ども家庭福祉施策、それから、子ども家庭福祉に係る資源の理解というもの。それで、ここの中に多分地域資源としてどのような事業があり、どのような機関があるかということ等を学べるというのではないかと考えています。

そして「子どもの発達」というのは年齢別のということではなくて、発達への理解や発達への援助。胎児から青年期までの発達の流れを大きく捉えるということです。

そして、4番目に「子育て支援員の役割と倫理」ということで、保育の原理ですとか対人援助の価値と倫理というところ。ここがかなり肝になるのかなと思っています。

5番目には「子ども虐待と社会的養護」をここにつけました。本来「社会的養護」は「子ども家庭福祉」の中に入ってくるのですが、さまざまな事業を説明しているとなかなか社会的養護にまで十分に話が及ばない。それで、子ども虐待と社会的養護を一緒にすることによって、虐待のことだけではなくて、多くの虐待を受けた子どもたちがどういう生活をしているかというようなところまで一緒に学べるのではないかなと思いました。

6番目には「子どもの障がい」ということで、内容につきましては事務局案と同じなのですけれども、そもそも全年齢を通じて、あるいは全事業を通じて障害のあるお子さんも一緒に保育を利用したり、あるいは対象に含んでいくという視点で、現在のこの施策がどうなっているかとか、あるいはそのかわり方の基本であるとかをここで学んでいただけたらと思います。

これが6科目で7.5時間になっています。それで、実はもしかしたら「子ども家庭福祉」というのは「子ども・子育て家庭の現状」や、あるいは「社会的養護」を出したので、これはもしかしたら60分でもおさまるのかなという気持ちもあるのですが、それはまた御意見をお聞きできたらと思っています。

最後の6ページは、もともとの事務局案の専門研修というものと、それから、基本研修

の関係を並べたものです。

橋本先生のほうから、構造図の説明をお願いします。

○橋本構成員 橋本でございます。

今、尾木構成員のほうから御説明いただきました資料の2ページ目のほうをごらんいただければと思います。

この内容、研修の内容に関しましては、今の御説明の中にあつたもの全てが当てはめられております。

先ほど尾木構成員のほうから、専門研修への道筋をつけるという御説明がありました。これは、研修の内容においてもそのような道筋をつけて基礎研修を行うということが必要かと考えられました。そこで、このような内容の構造というものを考えてみました。

この基本研修のところでは、まず、これから専門研修で対象者の方々が受講されるその内容を理解するための視点と、その思考の枠組みというものを提供できればいいのではないかと考えております。

その構造の下の部分ですけれども「対人援助の価値と倫理」、それから「保育の原理」「子どもの発達」というこの内容が、これから専門研修で提供される各事業の特性に応じた知識を理解していく、それらを捉えるための視点になっていくものということでございます。その上にあります「子ども・子育て家庭の現状」、それから「子ども家庭福祉」の制度の概要というところに関しましては、提供される専門研修の知識というものを相対化する、あるいは俯瞰的に捉えるために必要なものと考えられます。このように、基本研修の中で、これから専門研修で提供される知識をしっかりと捉えていくための視点というものを提供できればいいのではないかなと考えて、このような図を提案させていただきました。

このような構造が必要だと考えられました根拠としましては、私たちが今、検討しております子育て支援員（仮称）の受講者ですけれども、その受講者となられる方々というのは、そもそもさまざまな生活経験や職業経験を有しておられるということが想定されます。それらの経験を有しておられる、あるいは知識を有しておられる方々が保育ということを短時間で捉えるということを支えるために、このようなしっかりとした枠組みというものが必要ではないかと考えました。

もう一つは、これまではそのような保育補助と言われるような人、あるいは子育て支援にかかわるような人は、一定の時間をかけてこのような保育という内容、あるいは子育て支援の内容を理解していくということができましたけれども、今回のこの仕組みが導入されますと、ある程度国が、子育て支援員という人たちが保育を理解するために短期間、かつ一定期間で保育を理解するということを保証していくということが求められると思います。そのためには研修のほうも部分的な知識をぱらぱらと提供するようなものではなくて、しっかりと構造化して提供していくということが必要ではないかと考えられました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

御質問、御意見は後で、先に古閑構成員のほうから御提案をお願いします。

○古閑構成員 古閑でございます。

私のほうからは「子育て支援員（仮称）におけるフォローアップ体制の構成について」ということで少し御提案させていただきたいと思います。

○汐見座長 参考資料6-3をごらんください。

○古閑構成員 今回の新制度においては、基礎自治体が実施主体として位置づけられておりまして、特に「地域型保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」での人材確保の観点からも、その方向で、子育て支援員（仮称）を置かれる意義は大変大きいかなと考えております。

一方で、子育て支援員（仮称）の質の向上のためには、認定で終わるのではなくて、OJTとして認定後の現場に合ったフォローアップ体制を研修全体の中で構成の中に取り込むことが必要になってくるかと思っております。その意味で、今回事務局の資料のほうでフォローアップの体制のことを入れていただいたことは、本当に感謝いたします。

前述のように、新制度では各事業の実施主体は市区町村が中心とされておりますので、子育て支援員（仮称）の活動も、基礎自治体の事業の中で各自治体の実情に合わせて展開されることが今後考えられると思います。したがって、子育て支援員（仮称）のフォローアップ体制というのも、特に基礎自治体の実情に則したフォローアップ体制というのが重要になってくるかなと考えております。その意味で、私どものあい・ぽーとステーションのほうで取り組んできた内容について少し御紹介させていただきたいと思います。

資料の、まず1枚目の左側のほうの図をごらんいただければと思います。

あい・ぽーとステーションでは、地域の実情に応じて3級、2級、そしてその上に各自治体の実情に合わせたひろばコンシェルジュであったり、子育てケアマネージャーであったり、家庭的保育者の養成に対応できる研修制度を取り組んでおります。この部分に関しましては、合わせて資料の、済みません。前後して申しわけないのですが、私どもの大日向代表理事が国の子ども・子育て会議、6月30日に提出した意見書もあわせてごらんいただければと思います。

それで、2枚目の裏側の【養成課程】のところ、ちょっと同じような図になるのですが、三角形の図があるかと思いますが、これは同じものにはなるのですが、この三角形のほうには各自治体で「3級」「2級」そして「地域の実情に合わせた人材の養成」という各カテゴリーで、どういう現場に対応しているかというのを示しておりますので、そちらのほうを御参照いただければと思います。

同様に、3枚目の表もごらんいただければと思うのですが、こちらには各自治体に合わせて、3級、また2級、そして家庭的保育であったり、ひろばコンシェルジュであったり、子育てケアマネージャーさんがどのような時間数で養成されているかというのを示させていただいております。その下は、実際の講義の内容です。どういう講座内容をや

っているかというのを、ちょっと文字が小さくなっているのですけれども、書かせていただいております。

これが実際に新制度ではどういう事業に対応できるかというところなのですが、1枚目にお戻りいただくと、それぞれ黄色の丸と緑の丸で、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の各カテゴリー等、それぞれいろいろな現場に対応できるような研修制度を今、あい・ぼーとは、2004年来、取り組んでいるところです。

ここまでが養成課程の御説明でありまして、その次に、フォローアップ体制についてご説明させていただきます。1枚目の下のほうの図をごらんいただければと思うのですが、認定後に実際に各現場で活動していただいて、活動の中で生じた悩みであったり、不安であったり、さらには実際に活動して不足していると思われる知識や技術について、バックアップ研修で補っています。そして、活動の実績及びバックアップ研修の参加を条件に資格更新をしていくというフォローアップ体制を、基礎自治体と協働で取り組んでいるところでございます。

その具体的なフォローアップ体制の時間数であったりとか、研修の様子などを写真で載せております。まず、写真のほうは1枚目の裏です。2枚目をごらんいただければと思うのですが、左上の写真ですね。こちらは「活動Q&A（ケース研究）」と言いまして、活動によって生じた疑問、悩み、不安などをケース研究のような形で認定された支援者さんと共有し、解決に向けた検討を行っているところです。こうした研修がに次の支援へつなげていくための力となっているということですね。

もちろんそういうケース研究だけではなくて、前述のように、養成の段階では習得できなかった知識や技術も補っています。たとえば、集団保育の現場に出て3級活動になると、複数の保育者の方々と一緒に保育をすることになるので、そういうチームで保育するに当たってチーム形成には何が必要かといったフォローアップ研修であったり、あとは本当に保育の現場で生かせるような簡単な遊び。身近な物を使った遊びなども認定後のフォローアップ研修などで随時補って行って、支援者の質の向上というのを図っているところです。

この研修なども、大日向代表理事の資料のほうをごらんいただければと思うのですが、各コース別にそれぞれ時間数であったり、あと地域の実情、基礎自治体の実情に合わせて時間数を微調整したり、内容なども吟味設定しているところでございます。

以上、あい・ぼーとの活動の紹介をさせていただきましたが、やはり議論のほうでも出ているとおり、子育て支援員の活動の場所というのは非常に多様な形になることが考えられますけれども、それぞれの現場に即した内容と時間数を考慮した研修と同時にフォローアップ研修のほうも検討、考えていく必要があるのではないかという思いであい・ぼーとの取り組みを御紹介させていただきました。

以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

以上で、今回新たに御提案、御意見が出ておりますので、その説明を終わらせていただ

きますが、それらを踏まえて、大事な論点が幾つが出されたと思いますので、それに即して御意見をいただきたいと思います。御自由をお願いいたします。

では、お願いいたします。

○松村構成員 2つ質問をさせていただきたいのですが、事務局ではなくて、今、構成員のほうから出てきた質問に関連してでよろしいですか。

○汐見座長 はい。

○松村構成員 尾木構成員のほうから出された考え方というのは、とても構造的に整理されていいと思います。

ただ、もちろんこれからいろいろな詰め、事務局の提案のものとのすり合わせみたいなものは必要だと思うのですが、そのときに1点、事務局案も尾木先生の案も両方なのですが、虐待とか障害というのが入っているのですが、今、子どもたちを取り巻いている状況の中に、それ以外に貧困だとか非行だとか、そういう問題があると思うのですね。ですから、多少膨らみを、虐待・障害児というふうにしなさい。「社会的養護」という言葉が使われていますけれども、もう少し対象理解として貧困だとか非行だとか、子どもたちがやはり新しい。自分の子どもはそうではなかったけれども、見ている子どもがなぜこうなのだろうと思うときに、非常に大きなインパクトになっているものをちょっと入れていただければいいかなと思いました。それが1点です。

それから、2点目は質問なのですが、古閑構成員のあい・ぽーとステーションの提案なのですが、非常に、これまでも聞いておりましたが、大変な研修を積み重ねてきておられて敬服します。

ただ、この大日向先生の意見もそうなのですが、基礎自治体でやってこられたのはあい・ぽーとはそうだったと思うのですが、子育て支援員が基礎自治体とは決まっていませんね。先ほどから出ていますように都道府県。

○汐見座長 研修実施主体ですか。

○松村構成員 実施主体。そうですね。

それで、ここでもかなり「基礎自治体の」ということが全面に出てきているのがちょっと気になったのですが、ここはまだここで詰めていくことではないでしょうかね。どうですか。済みません。ちょっと私の読み方、聞き方が間違っていますかね。

○汐見座長 どうでしょう。

○古閑構成員 今回の新制度では基礎自治体の実施主体とされておりまして、その意義は特に地域型保育事業であったり地域子ども・子育て支援事業において大きいと考えるのではないかと思います。そして、各自治体ではニーズ調査などもされ量の確定とその確保方策も検討されているかと思います。地域の実情に合わせながら、施策を検討構築していくという点では、特にフォローアップ研修のところは実際に支援員の方々が現場に出られている、出られた後のことになりますので大切になると思います。特に現場に出た後はやはり現場に則した研修というのが必要ではないかということで、あい・ぽーとは基礎自治

体と協働で取り組みをさせていただいておりますので、その点を中心に御提案させていただいたところです。

○汐見座長 今回の御意見は、古閑構成員の御提案は、基本的には研修を受けた人が基礎自治体で仕事をするという形の中でのやり方ですね。ただ、今回の制度では都道府県がやる場合もあるということで、もしフォローアップするとしたら、基礎自治体がという強調点だけではなくて、例えば活動内容に則した柔軟性とかいうようなことを考えたほうがいいということではないでしょうか。

○松村構成員 そうですね。

○汐見座長 要するに、放課後児童クラブで働いている人は放課後児童クラブでのフォローアップだとかという形で、それを各基礎自治体でやるのか、都道府県でやるのかというあたりについては実態に即してということになると思うのですが、そのあたりの御意見をもう少しお願いします。

○松村構成員 そうですね。そんなに強い意見があるわけではないのですが、多分子育て支援員がここで国の制度としてできるということを考えたときに、今までの物すごくよくやっている市町村とそうでないところ、財政のあるところとないところということ考えたときに、もう少し全体にならしてという思想とか考え方があったと私は思っていたので、余り基礎自治体、基礎自治体というふうに言われると、実施はそうかもしれませんし、実態に合わせてというのはそうなのですが、もうちょっと違った意味が今回の制度新設にはあるのではないかなという気持ちから質問しました。

○汐見座長 では、鈴木補佐さんのほうからちょっとお願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 フォローアップや現任研修の枠組みをまずはしっかりとしたというのは、小さいところではなかなかこれまでやっていなかったところ、あるいはやれないところについては、フォローアップ研修ですとか現任研修という枠組みをしっかりと示してこれをやってほしいというふうにして、資料4の10ページ目にございますように、特に事業自体は基礎自治体が行うところが多うございますので、それぞれの特性に合ったものができることについては、地域の事情に応じてフォローアップ研修・現任研修の内容を基本としてやることもできるような形を枠組みとして整理しております。

○尾木座長代理 いいですか。

○汐見座長 どうぞ。

○尾木座長代理 先ほどの松村構成員の御意見に対してですけれども、貧困や非行の問題は「子ども・子育て家庭の現状」というところに入るのではないかと考えています。

○汐見座長 一応国のほうとしては、研修をどこで行ったとしても、活動の場は基礎自治体ですから自治体ですね。その自治体に則してフォローアップしていかないと、余りにもオーダーが上になってしまいますと非常に実際のケースが、例えば商業地で活動しているところと過疎地でやっている人が一緒に研修をしたって、なかなか事情が一緒にならない

というようなこともあるので、なるべく基礎自治体でやっていただきたいというのが趣旨だという御説明なのですが、それはどうでしょうか。よろしいでしょうか。大事な論点だと思いましたがね。

○松村構成員 もちろんフォローアップはそうなのですけれども、これがもう少し新規参入の人も含めてという新制度ということであれば、もう少しやはり基礎自治体ということではないという論点もあるかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○汐見座長 今のことについてでも結構ですし、この研修内容全体についてでも結構ですので、もう少し御意見いただければと思います。御自由に。

はい、お願いいたします。

○丹野代理人 今、議論を聞かせていただいている、当初やる研修については、どちらかと言うと研修を受けられる方が主体になって、みずからやりたいことをやられるようなイメージかなというふうに認識したのです。逆にフォローアップのほうについては、もうやっていらっしゃる方なので、おのおのやっている場所に近いところでやっていくのかなという感じかなという認識を受けたのですが、そうすると、最初にやる方の研修なのですが、先ほど確認ということで自治体が委託というような話もあったのですが、どうしても自治体が委託というようなことになると、自分たちが欲しいことをやってほしいという色合いが強くなると思うのですね。だから、誰もが自分がどんなことをやってみたいか試してみようという世界とはまたちょっと違った話になってくるのかなというイメージもあるかと思うのです。

そういう点からすると、最初の取っかかりの認定を取られるような研修というものはもっと広域的な考え方をしてもよくて、逆にフォローアップみたいなものについては地域的なものを重視するという研修の枠組みというのものもあるかなと思ひまして、そういう感想を抱いたのでちょっと発言させていただきました。

○汐見座長 ありがとうございます。今のことも、詰めていくと多分大事な論点になっていくという可能性がございますね。

自治体がこの研修を企画するというときには、やはりその自治体の色合いとかニーズとかというものに沿ったものにどうしてもなっていく、その内容で委託する。だけれども、今回は国としてある程度共通のということがありまして、ガイドラインをやはりつくろうというようなこともありますので、そのあたりの関係をどういうふうに調整していくのかというようなことが多分論点になってくるのだらうなということを今、お聞きして思ったのですが、それに対してフォローアップのほうはかなりそれぞれの自治体の実情に則した内容になっていくという形で、2つが相まって形が整うのではないかということだと思ったのです。

もう少しいろいろ試行錯誤的に検討していかないと論点が定まらないかもしれません。とにかく、今はどんどん出していただければと思います。よろしいですか。

では、薬師寺さん、お願いします。

○薬師寺構成員 大阪府の薬師寺です。

尾木構成員が出していただいた見直し案ということで、私のほうもいろいろ考えてはきたのですが、こういう形ではまとめられませんでした。やはり今の子どもたち、子育て家庭がどうなっているのかという現状をまず踏まえることとか、子育て支援の理念とか基本的な考え方。それで、何を一番大事にしてそれぞれの方が働くのかというところの子育て支援員の役割とか、倫理とか、理念とか、意義みたいなところをきっちり押さえていただいたというところで、そこから始まるのかなというふうに思います。

今まで一般的な子育て支援施策と社会的養護というのはかなり分断されているような状況がありまして、社会的養護は都道府県、子育て支援は市町村みたいな形で来たのですが、やはり子ども・子育て家庭の現状から見ますと、すごく子育て不安の親御さんから本当に特別な支援を要する御家庭の層もふえてきておりますので、そういう意味ではそういった子ども虐待と社会的養護。虐待の背景にはそういった貧困ですとか1人親家庭ですとか、さまざまな困難を抱える家庭の背景というのがありますので、そこを理解していただく。特に現場で、放課後児童クラブですとか、保育所もそうなのですが、その現場でぶち当たる壁というのがそういう特別な支援を要する方々への支援ということになるかと思っておりますので、そこを共通、基本研修という形で踏み込んでいただいたのはとても都道府県としてもありがたいと思っておりますし、賛同させていただきます。ありがとうございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

今のような形で、どんどん御自由に御意見をお願いいたします。

御意見がなければ、ちょっと私のほうも個人的な意見を言わせていただきますが、尾木座長代理が出してくださった、そして橋本構成員があわせて御報告くださった内容というのが非常にわかりやすいのですが、比べてみますと、参考資料6-2の4ページと5ページをごらんいただきたいのです。

事務局案と見直し案が並列して叙述されていますが、これで申しますと、事務局案の「子育て支援員制度の概要」というのは、②の見直し案の②のところに、その一部として組み込まれたということになります。それから、②の「児童福祉の概要」も、見直し案のほぼ2の中に組み込まれたという感じになります。そして、③は③として基本的にそのまま採用されている。「④子どもへの援助・関わり方」というのは、ちょっと分かれていますのですが、④と⑤と⑥のほうに少し分かれたのだと思います。それから、⑤の「子どもの遊びの理解」等については、それとしてはここでは、新しい見直しの中では採用されていない項目になります。それから、⑥の「保護者への支援」というのは、主に④、あるいは⑤あたりになるのでしょうか。それから、⑦の「緊急時の対応」というのも、基本的には省かれた内容になっていると思います。そして、⑧は新しいところでは⑤。そして、⑨は新しいところでは⑥になっているわけですね。

そう考えますと、事務局案もさまざまなことを念頭に置きながら練られたものだと思う

のですが、その中で⑤と⑦がどこでやるのかという問題が出てくるような感じがするのですね。それで、⑤は現在の子どもと保育を理解する場合に、あるいは子ども支援を理解する場合に、世界的に従来の子どもが育っていた基本的な場である「遊び」というのが、まず遊ぶ、集団で群れて遊ぶ場がどんどんなくなっていくということと、それから、テレビゲーム等の遊びのほうにどんどんかわっていくことによって、かかわる能力だとか工夫する力等という人間の基礎力みたいなものが必ずしも生活の中で養われなくなってきていて、各国とも保育の中で遊びを最重視するという方向になってきて、保育ではその遊びの質というものがテーマになってきているのです。これはもうOECD全体がそうになっているのです。したがって、なぜ「遊び」が大事なのかとか、遊ぶために何が必要なのか。遊びというのは指導したら遊びにならないわけですから。

ということで、保育と遊びということについて、どの分野で、学童保育をやるにしても地域保育をやるにしても、乳児の遊びとは何かとかということも含めて、これを私は事務局案で⑤で最初に「遊び」というのがわざわざ特立させたというのはそういう意味があるのかなと思っていたのですが、これが例えば新しい見直し案の④の「子育て支援員の役割と倫理」の「保育の原理」の中で全てやれるかどうかというあたりが、若干懸念があります。と言いますのは、橋本構成員の案の、2ページを見ていただければわかりますが、これで1、2、3、4、5、6項目が出ているのですが、一番下の「保育の原理」と「対人援助の価値と倫理」というのを合わせて90分にされているところですね。なるべく整理しようということだったと思うのですが、これ、機械的な保育の原理が45分になりますね。そうすると、ここの中では、例えば現在の子どもにとって遊びとか、それから、今の貧困問題。6人に1人の子どもが貧困家庭で、例えば学習支援が必要になっている等のようなことまで全部扱うには、45分というのは難しいかなという感じが私は個人的にちょっとしたのですね。ですから、これは「保育の原理」と「対人援助の価値と倫理」はやはり分けたほうがいいのではないかとということで、それぞれがやはり60分ではいけないのかなというような、ちょっとそういう感じは持ちました。

そして「保育の原理」の中に緊急時の対応なども入れておくということが。例えば病気などについては、あるいはけがとかがあった場合に、あるいは虐待が疑われる場合にとこのようなことも多分あるのだと思うのです。だから、これは共通に基本としてやっておいたほうがいいのではないかとということで、尾木案、橋本案に賛意を示しつつ、④で全てをやるというのはなかなか大変ではないかというような、ちょっと個人的な感想なのです。

これについては当然検討されたと思うのですが、ちょっとその御意見お願いします。

○尾木座長代理 尾木です。

今、御指摘いただきました「子どもの遊びの理解」と、それから「緊急時の対応」のところにつきましては、各コースの中でまず最低限必要になるのは対象年齢や、あるいは対象事業に応じた緊急時の対応や、あるいは病気のこと、病気への対応もそうなのですが、幅広くやってしまうと結局目の前にいる子どものことについて十分学べないという

懸念がありますので、そのことについては、専門コースの中で対象事業を踏まえてやっていただくほうがいいのではないかと思います。

ただし、先ほど御指摘いただきました遊びの意義というところは、年齢に応じて対応が変わるといふところまではこの中ではできない、この時間数ではもちろんできないと思います。ただし、その意義ということについてはどこかで触れる必要はあると思っています。

○汐見座長 どうぞ。

○橋本構成員 御指摘ありがとうございました。

遊びの意義に関しましては、私も必要かなというふうに考えているところでございます。それで、先ほど汐見座長のほうから御指摘いただきました「保育の原理」の中に入れていいのではないかと思います。

この「保育の原理」のところは、これから検討されるだろうという例示ですので、もっと必要な原理があるのではないかとということであれば入れていくというふうに考えておりますので、例えばここに遊びの意義というものをに入れて、時間数に関しましてもこれから検討いただければと思います。

それ以外の実際の遊びの方法などに関しましては、今、尾木座長代理のほうから御説明ありましたように、各対象年齢によって異なりますので、それぞれの専門研修のところに入れていただくということになるかと思います。

補足で説明をさせていただきますと、発達のところも、これまで私自身一時預かりであるとか家庭的保育、ファミリー・サポート、地域子育て支援等の研修の講師をさせていただいておりましたけれども、そのときどきで子どもの発達のところは対象年齢の発達の説明ということが多かったのですが、やはり子どもの発達をどう捉えるか、どういう視点から捉えるかということをしつかり情報を提供していくということがこの基本研修では必要になるのではないかと考えこれらのことを挙げさせていただいております。

以上です。

○汐見座長 はい、お願いいたします。

○松村構成員 時間数を7.5時間でなくていいとすれば、私もぜひ子どもの遊びの部分は入れていただいて、年齢によって違うというより、子どもが大人と違うのは遊びが主体的に基本だからだと思うのですね。そういう意味でやはり子どもの生活と遊びとか、子どもの遊びとか、何か大人から見た社会の変化とか医療の面から見た発達というより、もう少し子ども自身がなぜ子どもなのかという部分で、何かそこがあったほうが子育て支援の意味があるような気がします。

○汐見座長 これから検討しなければいけない、例えば、今、橋本構成員が説明してくださいましたけれども、この図の中で発達というのは何かというようなことをしつかり理解していただく。これは非常に大事なことなのですが「保育の原理」というのは実はその発達の理解ということとかなりつながってきますね。したがって、これは例えば「保育の原理」と「対人援助価値と倫理」をくっつけるのではなくて、「発達への理解」と「保育の

原理」をくっつけるということだってあり得るわけですね。その場合にそれで90分で行えるかどうかというようなことにはなってくるのですが、そういうことも含めて、このきょう御提案していただいた案をもとに、なるほどというものをぜひひつついていきたいと思えます。

ほかに、ちょっと時間がなくなってきましたが、よろしくお願ひします。

○堀内構成員 尾木先生と橋本先生の出していただいた案に基本的に賛成です。

この案のようにまず基本研修で必要なことを最小限学ぶ。そして、今回のこの研修が単なる学びに終わってしまわないで、必ず就労に結びつけていくということが非常に重要な点だと思っております。

基本研修の中で、その地域にどういふ受け皿があるのかを知り、どういふふうに通じていくのかという自分の将来像をしっかりとイメージした上でコースを選択して、そして、さらに重要な部分を専門コースで学ぶというのは非常に大事な事かなと思っております。

以上です。

○汐見座長 フォローアップのことについてはどうでしょうか。

はい、お願ひします。

○尾木座長代理 フォローアップ研修、それから、現任研修について、それぞれが規定された内容で行うのではなくて、それぞれの地域の実情に応じて、企画してやる。その何回までやれるとか、どのくらいの時間数までやれるかというところの予算が確保されることが大事なところだと思ひました。

内容については、実情に応じて、それぞれの事業について、あるいは事業を横断して今課題となっていること、支援員の方が学びたいということを取り上げてやるというふうな柔軟性がある仕組みであることが望ましいと思ひています。

○汐見座長 これはもう少しまた議論する時間はあるのですけれども、きょうは案が出されましたので、それについての原則的なところについて御意見いただければと思ひますが、よろしいでしょうか。

では、薬師寺構成員、お願ひします。

○薬師寺構成員 実施主体の話にもかかわるのですけれども、実際に都道府県でどれだけの受講者を見込むのかというふうなところは非常に難しいです。

実際には都道府県が担当しているのがやはり社会的養護。放課後児童クラブについては今、支援員研修を都道府県が実施するというふうに通じているということですので、そういう意味では広域的な養成ということが求められてくるかと思ひますけれども、それ以外で言いますとやはり社会的養護になりますので、実際の地域保育ですとか地域子育て支援に関するそういった受講者の見込みというのは、やはり市町村になるかと思ひます。

それで、現実、こういった従事要件になっております小規模保育とか家庭的保育、一時預かり、事業所内保育。ここにつきましては、やはり地域、市町村によって差があるかと思ひますので、現実には都道府県が何をどこまで養成するのかということは、今、9月の末

締め切りでニーズ量を積み上げていくという作業になるかと思うのですが、実際に、各都道府県でどれぐらいのそれぞれの事業で養成するニーズがあるのかというところが少し見えてくれば、今後の検討にも参考にさせていただけるのかなと思います。実質、都道府県でこれを積極的にやっていくというためには、そういった市町村のニーズとかが見えてこないと言取りも難しいというところもありますし、先ほど尾木委員がおっしゃったように、学びだけという、いろいろな研修制度をやってきましたけれども、養成するだけで実際に職業に結びつかないということになると困りますので、そういった意味では受講者のニーズというか養成ニーズみたいなのが見えるような形でデータを示していただけたらありがたいかなと思います。

○汐見座長 また大事なことだとは思いますが、先ほどの尾木座長代理の提案の中にも、各自治体のニーズというものときちんとリンクしていかないと、その研修を受けて認定をもらったのだけれども実際に働く場所がないとか、逆に言うと、今度は自治体はどこかに委託をしてやっているというアライバイはつくっても、そこで資格を取った人たちに仕事をあっせんしないままにしているというようなことが起こりかねないですね。ですから、本来は各自治体が子育て支援体制を充実させるためにきちんとした人材を養成していかなければいけないということでやっていかないといけないのが、逆にアライバイ的にやっていますということにならないような保証をどうつくっていくのかというあたりですね。これが大変大事だということが、今、出されたのだったら、確認したいと思います。これもまた改めて議論したいと思います。

そろそろ時間ですが、ほかに御意見がなければこのあたりとさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

では、橋本構成員から最後に発言をお願いします。

○橋本構成員 橋本でございます。

次回欠席を予定しておりますので、また次回以降に御検討いただきたいということで最後に述べさせていただきます。

この研修の講師をどう確保するかということもすごく重要なことと思ひまして、私自身、先ほどもお話しさせていただいたようにいろいろな子育て支援関係の講師を務めさせていただいておりますけれども、本当に大変な状況になっておりまして、やはり講師の育成みたいなこともどこかで考えていかなければ、この制度は成り立たないのではないかなと思ひます。

以上です。

○汐見座長 これは養成校等に多々、改めて依頼するというようなことも必要になってくるかもしれませんですね。新しく自治体で全部確保するのは大変なことになってきますので、その点もやはり論点だということですね。ありがとうございました。

それでは、きょうは内容について御意見をいただきましたが、幾つかほかにも論点が出されておりました。ガイドラインについてどうかとういことがございましたが、きょうは十

分議論なされませんでした。一応資料は出ておりますので、文書その他で事務局のほうにできたら御意見をさせていただきたいと思いますが、きょうの議論とこれから1週間ぐらいの間にいただく意見をもとに、事務局案のもとにもう一度整理していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○汐見座長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、基本的な論点は残っていないと思いますので、次回の日程等についてお願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 本日はまことにありがとうございました。

次回の日程につきましては、今月、9月29日月曜日、15時30分から17時30分、2時間を予定しております。詳細につきましては、後ほど事務局のほうから連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございました。

それでは、何かございましたらとにかく事務局のほうにメールで結構ですので、御意見を積極的に寄せていただければと思います。

各グループのほうの検討も始まっておりますので、その議論と照らし合わせながら次回、より具体的な議論に入りたいと思います。

どうもきょうはありがとうございました。